

赤村告示第36号

公募型プロポーザル公告について

次のとおり指名により提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成30年4月18日

赤村長 道 廣 幸

記

1. 趣旨

赤村総合計画の計画期間が終了することを機に、新たなむらづくりの指針として、赤村総合計画を作成する業務委託を実施するに当たり、提案書の公募によるプロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2. 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務名 赤村総合計画作成業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日～平成31年3月31日（日）
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式による契約とする。
- (4) 公告期間 平成30年4月18日（水）～平成30年5月1日（火）

3. 参加条件

参加者は、単独企業又は企業グループとし、以下に示す要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による制限を受けていない者又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていない者。
- (2) 公告の日から契約締結までの間、国又は地方公共団体の規定による指名停止の措置を受けていない者。
- (3) 提案日前6カ月以内に手形又は小切手の不渡りがない者及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、会社更生法に基づく裁判所からの更生手続開始決定又は民

事再生法に基づく裁判所からの再生手続き若しくは意思決定がなされている者。

- (4) 会社更生法の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者。
- (5) 民事再生法の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続又は意思決定がなされている者。
- (6) 過去1年以内に国又は地方公共団体と締結した業務委託契約において、契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者。
- (7) 赤村暴力団排除条例第6条及び赤村暴力団等排除措置要綱第3条の規定による排除措置並びに警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事、福岡県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していない者。
- (8) 一般競争入札参加名簿又は指名競争入札参加名簿に登録がある者。又は、今回指定の様式を提出する者。企業グループによる提案の場合は、各構成員の登録があること。

4. 参加申込手続等の提出期間、場所、方法等

(1) 参加申込書等の提出について

- ア 「公募型プロポーザル参加申込書（以下「参加申込書（様式第1号）」という。）」
..... 1部

※詳細は赤村総合計画作成業務プロポーザル実施要領参照

(2) 参加申込書等の交付場所

赤村役場政策推進室及び赤村HP

(3) 参加申込書等の提出期間、提出方法及び提出先

ア 提出期間 平成30年4月18日（水）～平成30年5月1日（火）

イ 提出方法 赤村役場政策推進室へ郵送（簡易書留）又は持参
直接持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出先

〒824-0432

福岡県田川郡赤村大字内田1188番地

赤村役場政策推進室

電話 : 0947-62-3000 (内線710)

E-mail : aka-seisaku@vill.aka.lg.jp

5. その他

詳細は「赤村総合計画作成業務プロポーザル実施要領」による。